

令和２年度の報告に関する結果の修正（令和４年度末更新）

令和２年度の結果に数字の修正がありましたので、以下のとおり修正いたします。（修正箇所は赤字斜体）

１．令和２年度水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果（修正なし）

２．令和２年度水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果

（１）報告を行った事業所数、種類別の報告件数及び年度末管理量

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で **256** 事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源の種類としては「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム¹」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等がありました。

水銀含有再生資源の報告件数は計 **257** 件、年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の量（年度末管理量）は計 **210,504** kg（湿重量）及び計 938 kg（乾重量）でした。水銀含有再生資源の種類別の内訳は、表１のとおりです。

なお、事業所によって複数種類の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と、水銀含有再生資源の種類別の報告件数の合算値は異なります。

表１ 水銀含有再生資源の管理に関する種類別の報告件数及び年度末における管理量（令和２年度）

		非鉄金属 製錬スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途で使 用された水銀	製品から回収 された水銀	酸化銀 電池	その他	合計
報告件数（件）		13 (5 %)	201 (78 %)	19 (7 %)	5 (2 %)	15 (6 %)	4 (2 %)	257 (100 %)
年度末 管理量 (kg)	湿重量	208,678	110	216	139	380	982	211,823
	乾重量	—	104	24	—	809	—	938

注：管理量及びパーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

（２）生じた量、譲り渡した量、処分作業を行った量等

①非鉄金属製錬スラッジ

令和２年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じた非鉄金属製錬スラッジ量は、計 1,025,289 kg（湿重量）でした。また、水銀の回収作業が行われたスラッジ量は計 **1,203,666** kg（湿重量）でした。

②歯科用アマルガム

令和２年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じた歯科用アマルガム量は、

¹ 歯科用アマルガムは、一部容器を含む重量が報告されています。

計 96 kg（乾重量）でした。また、歯科診療所等が貴金属リサイクル事業者に譲り渡した量は計 5 kg（湿重量）及び 89 kg（乾重量）²でした。

③分析用途で使用された水銀

令和 2 年度の報告対象期間内に新たに分析機器から回収され、水銀含有再生資源として生じた精製前の水銀量は、計 1,955 kg（湿重量）及び計 82 kg（乾重量）でした。また、精製作業が行われた量は計 1,945 kg（湿重量）及び計 47 kg（乾重量）³でした。

④製品から回収された水銀（修正なし）

⑤酸化銀電池

令和 2 年度の報告対象期間内に処分作業（銀、亜鉛回収）が行われた酸化銀電池量は、計 4,517 kg（湿重量）⁴でした。また、年度末に管理されていた量は、計 380 kg（湿重量）及び計 809 kg（乾重量）でした。ただし、報告された酸化銀電池の全てに水銀が含まれているわけではないことに留意が必要です。

⑥その他の水銀含有再生資源

令和 2 年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じたその他の水銀含有再生資源量は、計 982 kg（湿重量）でした。また、処分作業が行われた量は、計 3,730 kg（湿重量）⁵でした。

² 報告のあったすべての事業者の「譲り渡した量」を集計した値。歯科診療所が貴金属リサイクル業者に譲り渡した報告値と譲り受けた貴金属リサイクル事業者が別の貴金属リサイクル事業者へ譲り渡した報告値が含まれているため、重複があります。

³ 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を委託した事業者からの報告値と処分作業を委託された事業者からの報告値が含まれているため、重複があります。

⁴ 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を委託した事業者からの報告値と処分作業を委託された事業者からの報告値が含まれているため、重複があります。

⁵ 製品から回収された水銀の処分作業が行われた量の一部を含みます（⑤製品から回収された水銀と⑥その他の水銀含有再生資源を処分している事業者からの報告を含むため）が、⑤における処分作業を行った量との重複はありません。

(3) 廃棄物となった量

水銀含有再生資源の各種類について、報告対象期間内に廃棄物となった量は表2のとおりです。

表2 報告対象期間内に廃棄物となった水銀含有再生資源の量（令和2年度）

		非鉄金属 製錬スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途 で使用され た水銀	製品から 回収され た水銀	酸化銀 電池	その他	合計
報告件数（件）		0 (0 %)	0 (0 %)	1 (33 %)	0 (0 %)	0 (0 %)	2 (67 %)	3 (100 %)
廃棄物と なった量 (kg)	湿重量	—	—	40	—	—	406	446
	乾重量	—	—	—	—	—	—	0

注：パーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

(4) 「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置（別紙参照）の実施報告件数は図1のとおりです。

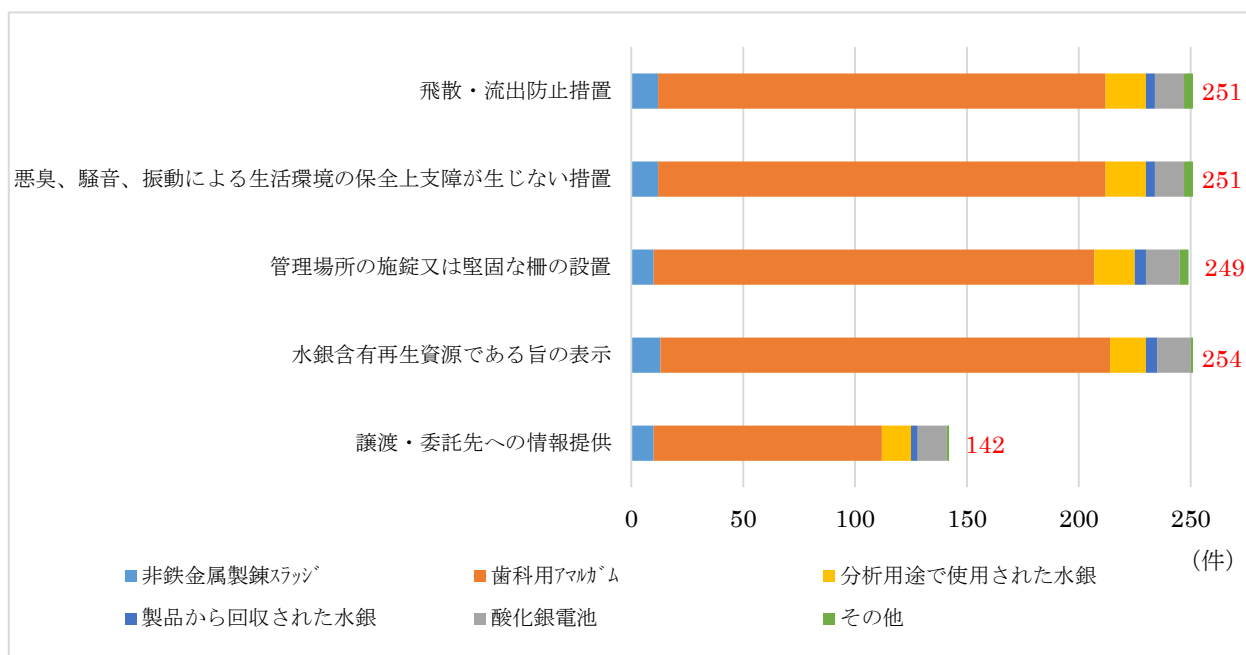


図1 水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置の報告件数（令和2年度）

その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修及び社内勉強会（21 件）
- 水銀含有再生資源の管理に関する手順書等の作成（8 件）
- 安全データシート（SDS）及び毒物劇物譲渡書の作成（5 件）
- 定期点検（1 件）

(別紙) 水銀含有再生資源の管理者に求められる環境汚染防止措置

第一 管理（保管、運搬又は処分作業の実施）に共通する事項

1. 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。
2. 水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
3. 水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において1、2及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。
4. 水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二 保管に関する事項

1. 水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
3. 水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
4. 水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

（出典：水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）